

令和2年1月29日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日
人企一532）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月14日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第18条関係 1～6（略） 7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件	第18条関係 1～6（略） 7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件

を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12-0第9条各号に掲げる法人に属する職（第25条関係第3項及び第32条関係第1項第1号において「特別職に属する職等」という。）に現に正式に就いている者又は港湾法（昭和25年法

を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないものにあつては、第19条に規定する官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12-0第9条各号に掲げる法人に属する職（第25条関係第3項及び第32条関係第1項第1号において「特別職に属する職等」という。）に現に正式に就いている者又は民間資金等の活用によ

律第218号) 第43条の2
9第1項若しくは民間資金等
の活用による公共施設等の整
備等の促進に関する法律(平
成11年法律第117号)第
78条第1項に規定する国派
遣職員(第25条関係第3項
及び第32条関係第1項第1
号において単に「国派遣職員
」という。)を採用する場合

二 (略)

8～10 (略)

る公共施設等の整備等の促進
に関する法律(平成11年法
律第117号)第78条第1
項に規定する国派遣職員(第
25条関係第3項及び第32
条関係第1項第1号において
単に「国派遣職員」という。

)を採用する場合

二 (略)

8～10 (略)

以 上